

現場説明書（条件明示）

第2編 現場説明事項

第1章 条件明示

10 その他			
(2)その他条件 (快適トイレ導入対象工事)		ない	・条件なし
	●	ある	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の条件は、次のとおりとする。 ・快適トイレ設置に要する費用については、次によるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1)設置に要する費用は、当初は計上していない。 (2)受注者は、快適トイレの設置にあたっては、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節53「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により上限45,000円/基・月を設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。 また、運搬費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)の対象とし、別途計上は行わない。